

岡山家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成28年2月17日(水)午後3時

第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

第3 出席委員

1 委員(五十音順)

出原晋一郎委員, 大重義法委員, 岡崎紀子委員, 鬼澤友直委員, 小池覚子委員, 高崎和美委員, 中川かおり委員, 南條雅彦委員, 平松敏男委員, 三木健一委員

2 説明者

住田知也裁判官, 横田次席家裁調査官, 玉井主任家裁調査官

3 オブザーバ

高田禎子事務局長, 紀太哲夫首席家裁調査官, 今田勝己事務局次長

4 事務担当者

大橋憲一郎総務課長, 林隆也総務課課長補佐

第4 議事の要旨

1 開会

2 所長挨拶

3 新任委員挨拶

4 委員長選任及び副委員長指名

5 報告

過去の委員会で出た意見への対応について次のとおり報告を行った。

- (1) 平成27年2月5日(木)に開催された委員会で「若年層を対象とした家裁の役割等についての広報の在り方」をテーマに意見をいただいたことに関連して, 11月5日(木)に一般の方を対象とし, 教育関係の方も参加していただいた広報行事を行った。
- (2) 平成27年10月21日(水)に開催された委員会で「裁判所における男女共同参

画」をテーマに女性職員の登用拡大について意見をいただいたことに関連して、10月の委員会開催後は、育児休業中の職員に対しても電話や対面による面談を行い、早めに復帰後のイメージを持ってもらうよう取り組んだ。

6 意見交換等

「岡山県の少年非行の動向を踏まえた教育的措置の在り方について」をテーマに、別紙のと通りの意見交換が行われた。

なお、意見交換の前に、少年審判廷を見学し、裁判所担当者から、事件の動向、最近の少年の特徴、岡山家裁における課題について説明を行った。

7 次回の期日の決定、意見交換事項（テーマ）の決定

(1) 次回の開催日時

平成28年6月15日（水）午後2時30分

(2) 意見交換事項（テーマ）

岡山県の少年非行の動向を踏まえた教育的措置の在り方について

8 閉会

(別紙)

意見交換における発言要旨

(◎委員長，○委員(委員長を除く。()は，家庭裁判所委員会規則4条の何号の委員であるかを示す。) ， △事務担当者， □オブザーバー)

◎委員長

では，意見交換に移りたいと思います。先ほどのプレゼンターもそちらに控えておりますので，もし先ほどの内容で質問したいことがあれば是非，聞いていただければと思います。特に最初はテーマを定めず，皆さんの一般的な少年非行に関するお考えなどをお聞かせ願えればと思います。

○A (2)

私自身は，14歳ぐらいの子を一度だけ，かなり不登校ぎみだった子供の付添人をしたことがあるんですけど，今日の事例は，いわゆる在宅事件なんですよ。それで何か月か経過した後で，かなり反省した状態で審判を受けたということなんですが，そういう在宅の事件で学校と家庭裁判所との連絡とか，出欠の扱いとか，曜日の選び方とか，きっと配慮されてると思いますので，時間帯とか，その辺りのこと，ちょっと分からないし，自分も調べていないので教えていただけたらまた役に立つかなと思うんです。

□B

出欠については，中学校に事前に学校照会という文書でもってお知らせをしておき，裁判所のほうからそういう呼出しがあるだろうなということは中学校も承知されているので，一応，中学校にそういう届出をすれば出席扱いになると聞いております。

○A (2)

出席扱いですか。忌引ではなくて。

□B

忌引というと。

○A（2）

忌引及び出席停止って同じところに入ってるんですよ。出席停止ではないんですね。

□B

高校については、やはり在学中に学校に分かってしまうと、そのことによって厳しいというか、退学になってしまうおそれもあったりしますので、学校にはお知らせしないですね。なので、そこは学校には何か理由をつけて、一応出席してるという状況ですと。

調査の呼出しの時間については、それぞれ家庭の事情もありますので、一つ一つそれを考慮した上で呼出しはできてなくて、一応こちらの都合でといたら申し訳ないんですが、呼出しをさせていただいてます。ただ、仕事の都合とか、テストとか大きな行事とか、そういうことがある場合は、もちろん調査の日にちについては変更して対応するようにしております。

○A（2）

審判のために学校を抜けてくるということはあるけれども、調査のために抜けてくることもあるんですか。

□B

まずは、調査に来てもらって、その上で審判不開始の場合は終わります。それ以上、不処分とか保護処分の場合は、もう一度、審判で来てもらうということになるので、2回は来てもらうことになります。調査の場合は結構、調査官のほうでもいろいろ融通を利かせられるときがあるんですが、審判は裁判官が一人でたくさんの事件を持っているので、なかなかそこまで融通が利く場合はないんですけども、ただそれでも先ほど言ったような事情で変更するということはあります。

○A（2）

分かりました。

◎委員長

では、他の皆さん、いかがでしょうか。

○C（1）

その出席扱いというのは、よく知らないですけれども、鑑別所に入所中はどうなるんですか。

□B

鑑別所に入所中も出席扱いになっていたと思いますが、中学生の場合は、大体そういう扱いになっていると思います。

○C（1）

地方だったら、出席扱いをしてくれる市町村とそうでない市町村がある。岡山市は出席扱いだと言われている。子供が悪いことをしたのなら欠席扱いにするという考えもあるかもしれませんが、子供のために良かれと思って、今後の子供の更生というか、教育的配慮が必要ですので、欠席で出すよりも、こういう機会というのは出席扱いが望ましいなと思う。何かの機会にそういうふうな環境のところでは出席扱いに持っていけるように話したほうがいいなと思いますけどね。

○D（1）

例えば不登校の子供たちで学校になかなか登校できていないという場合に、教育支援センター、適応指導教室に通って学校復帰を前提にしながら学習等を行っているような場合には、校長の判断で出席扱いにすることができるとなっています。

ただし、今いろいろ出ているお話というのは、それと同じ見方、考え方で見ていかないとい

けない部分と、そうでない部分が実際にはあります。先ほどちょっと話に出ておりましたけれども、いわゆる要出席日、出席しなければならない日にちから、やむを得ぬ事情というようなことで除いていくという場合もあります。

いずれにせよ、機械的にやっていくということではなくて、個々の状況に応じて所管の教育委員会であったり学校等で検討しながら対応していくということになるかと思えます。

○A (2)

ちょっと良かったなと思うんですけど、調査官のほうで、義務教育の場合は、私も中学生をやったときは、学校に行きまして校長先生とかと、付添人でしたときは話をしましたし、割としやすかったことはしやすかったんですけど、その子は身柄だったのであれですけど、調査官として、どういう出席にしてくれるんですかとか、してほしいですがとか、なるんですかとかというような話になることはあるんですか。それも、それはあうんなんでしょうか。大体でいいんですよ。

□B

あまりそこを前面に出して尋ねるということは実はなくて、調査に来た少年について、今日は学校にはどういうふうに言ってきてるのかというふうに聞いて、先生にちゃんと言うてきますよとかいうような場合は、出席扱いにしてもらってるのか、そういったところでは、必ずいつも今回は出席扱いにしてもらってますかということを探ねたりはしています。

○A (2)

D委員から配慮する方向だということをお聞きしたんですけど、特に義務教育の場合なんかは正直に学校に言ったほうが、変な言い方ですけど、本当のこと言わなくていいんかという話はあるんですけど、できる限り配慮いただきたいというふうになれば、教育機関は校長先生とかが教育委員会と相談して個別に判断してもらえるとというのが実務的な感じということですかね。

○D（1）

この後の話にも通じる部分もあるのかもしれませんが、要は学校等がどの程度関わりを持っていくかということが大切だと思います。だから、出欠の判断をどうするという、その部分だけではなくて、その子自身が本当に自分自身をしっかり見つめて、今後頑張ってくれる方向にあらゆる関係する人たちが関わっていくというのが一番大事なことかと思しますので、学校が全然知らないところでということではなくて、学校として今までどのようにこの子に対して関わってきたのかとか、実際この少年が起こした事案に学校が直接関わっているような場合も結構ありますけれども、そうでない場合も含めて、学校としてのこの子に関するいろんな関わりや情報とか、ずっと以前から、どんな状況だったのかなども裁判所と共有できるとよいと思います。

例えば、家庭環境だったり、いろいろ複雑な環境の中で育ってきているという部分も含めて、いろんな情報を学校としては持っている場合がありますから、そういった部分をしっかり裁判所とも連携し共有していきながら、この子のためにということで、しっかり関わっていくということが必要かと思しますので、出欠どうのこうのという、その部分だけではなくて総合体でしっかり連携を図ってやっていくということが非常に大事な観点であると思います。

◎委員長

出席扱いにするのと、忌引と同様の扱いにするっていうのは、子供に対する影響としてはどういうふうに違って来るんですか。

○D（1）

影響ですか。

◎委員長

ええ。どういう配慮で、その辺の違いを出しているのかという辺りを教えていただければと。

○D（１）

要出席日から除く場合は、やむを得ず欠席という場合が多く、学校には来られなかったけれども学校以外の場所で、学習するであるとか、学校復帰に向けての取組をしている場合には、出席扱いとすることによって、そういう部分を認めていくというようなことはあります。

◎委員長

その他の皆さん、いかがでしょうか。

○E（２）

先ほどの説明で、少年事件に関する統計の説明を受けたんですが、なぜ岡山の少年非行率というのが全国に比べてこれだけ高いのか、それからなぜ全国よりも低年齢化が更に進んでいるのか、その辺りをどなたか説明できる方はおられますか。調査官の方でも結構ですが、もし説明ができなければ、自分はこういうことが背景にあるんじゃないかと思うというようなものでもいいんですけど、ちょっと教えていただけたらと思います。

□F

原因ということになると、これはやはり分からないと申し上げるしかない。ただ統計を見ますと、一つ言えるのは、岡山に限らず山陽地方というか瀬戸内沿岸のどこの県も非行率が高いという点があります。岡山は確かに全国の中でも高いんですが、地域的に見ても兵庫県、岡山県、広島県、福岡県も入れていいかもしれません。それから愛媛県、香川県、大阪府も入ってますね。この辺りは非常に非行率が高いということは現実としてあります。

これが何を意味するかというと、これはまた岡山だけが低いという話ではないということをお願いしたいわけではなくて、地域全体としてそういった傾向は指摘はできるということで、それ以上では、やはりこの地域が高いのはなぜかということも、なかなかこれはいろんな非行に至る原因とかについて考えて、それは社会観点というんですかね、そういった観点から調査なりをしていかないと分からないことだと思っています。

低年齢化のほうについては、これは確かに割合としては上がってはいるところなんですけど、一方では全体の人数が減ってる中ということがありますので、低年齢層の非行の人数の絶対数が増えているかという、そこまでのデータは出てないですね。

□B

そうですね。やはり全国的な傾向で、岡山もそれと同じような状況ということが言えると思います。

□F

ちょっと解釈がなかなか難しいところだろうと思います。それは年齢が上がったところの非行を繰り返す層というのが減っているとも取れるかもしれませんが、あるいは初発の年齢というのが下がっているとも取れるかもしれません。ちょっと、この取り方についても、まだいろんな要素を見ていかないと判断できないところだなと思います。

○E (2)

これは、教育関係機関で分析とかされておられないですか。

○D (1)

先ほど説明があったグラフの中で、いわゆる暴力行為の発生件数というのがありましたが、平成22年度、23年度に全国ワーストという状況でしたが、それ以後、かなり下がってきてはいますけれども、全国より高いという状況は続いています。

そういう中で、なぜ岡山県が高いのかということについて、よく我々のほうにも問われる部分ではありますが、それは結論から言うと、分からないということになります。この調査は文部科学省が行っている調査なんですけれども、発生件数については、ルールに基づいて挙げていっているということではありますけれども、例えば警察が検挙した件数と、問題行動の調査での挙げ方というのは全くイコールではありません。

他県の状況はどうなのかということについては、我々も聞くことはあるんですけども、そ

れと比較をして岡山県が高い理由というのは、なかなか特定できません。しかし、我々がよく言うのは、岡山県の過去の状況等をずっと見ていったときに、課題が22年度に向けて増してきていたという状況はあり、その部分にはしっかり向き合っていないといけないと考えています。

◎委員長

G委員のほうでは何か、その辺、感じるころはございますか。

○G（1）

統計的な話では、私もこうだということは申し上げられないですが、今日の説明の中で、なるほどなと思ったのは、窃盗とか暴力的な事件の件数というのは、我々が扱う事案の中でも、やはり非行の部分でいうと多いかなというのは思います。相当凶悪な非行というのは、そうそうは現れてこないかと思ってるんですけども、数だけということ言えば、そういったものが多いんだなというのは、私も実感として、ああそうだなと思っております。

先ほどの話ですが、多い少ないの原因が分かれば、それに越したことはないと思いますし、原因が分かれば、そこを集中的に改善していけばということが考えられるんですが、本当にこういうことが、特にほかの県と比べてどうとかっていうところで、明確にこうだというのはなかなかつかみにくいんだろうなというのは思います。

やはり、どこの県も非行というものに対して取り組んで、なるべく子供が非行を起こさないようにというような取組をされて努力されている中で、今日の説明にもありましたように、だんだん減ってきているという全国的な状況がある中での比較ですから、私たちがそういったところで非行の少年に指導とかする立場にありますので、引き続きそういったところを頑張っていかなければいけないんだろうな、そして結果として数が、少なくとも全国の平均にだんだん近づいていくような傾向に行ければいいんだろうなというふうに思いました。

◎委員長

少年担当検事はいかがですか。

○H（3）

岡山が非行率ワーストというようなことで、かなり言われているものですから、数年前から岡山県警は初発型の非行というのを逃さずに一気に検挙していく、家庭裁判所に事件を送るといような取組を積極的に行っているところです。ですので、件数としては多いままというものもあるのですけれども、それは警察もかなり努力してこういう件数が挙がっているというふう

◎委員長

じゃあ、そのうち、その警察の努力が実りを迎えるであろうという予測が。

○H（3）

そうですね。そのように期待をしております。

◎委員長

C委員は、そういった少年たちと住居を共にしながら向かい合っているところですが、何か御感想なり。

○C（1）

この数字そのものは、例えば低年齢化というようなことも資料に書いてありますけれども、それこそ我々が遠い昔の学生時代から低年齢化というのは言われてますし、そういうことはあまり重視して見ようとは思わないんですけども、件数そのものが減ってるということは本当に喜ばしいことで、これは評価できると。

◎委員長

報道現場から何か、その辺は感じたりすることはないですか。少年非行に関する報道を日々なさってる。

○ I (1)

いや、よく分からないんでお尋ねしたいんですが、少年の事件にかかわらず成人の事件なんかでも、岡山の両隣は非常に多いんです。兵庫それから広島、特に重大事件が、全国的に大きく報道されるような殺人事件であるとかそういったことが、少年事件にかかわらず両県は多い。その中で、狭間で、要するに岡山は非常に少ないんです、凶悪事件。報道の現場で携わってますが、それは実感としてあります。

一方で少年の非行率が高いということの説明がちょっとつかないなというのを常に感じておりまして、何かこれは理由があるのか、先ほどおっしゃった初発型のところに力を入れている、それも一つの理由であろうかなというふうには思うんですけども、ほかに何か目ぼしい理由付けができれば、それに対策として力を入れているのであろうから、そこがやっぱり分からないところなのかなというふうには、ずっともやっとしたものがあつたものですから。

◎委員長

J委員はいかがでしょう。

○ J (1)

私は全く素人なので、今までお話を伺っていた中で自分が感じたことを申し上げますと、私も個人的には、何の根拠もありませんけど、きっと警察が頑張っておられるのかなというふうに思っていました。それから低年齢化のことでいうと、お話の中にもありましたけど、家庭の養育機能がやっぱり低下しているとかいうこともあるし、最近の子供さんを見ていると語いが少ないというか、自分の感情を上手に伝えられなくて先に手が出てしまうとか、怒りの言葉でもいくつも言葉があると思うんですけど、それが上手に説明できなくて暴力行為になったりするっていうことはあるのかなと思っていて、同僚がアンガーマネジメントの研修を小学校の低

学年の人に対してしたんですけれども、ああいうのは有効なのかなというふう感じていました。

アンガーマネジメント，怒りのコントロールです。びっくりしたのは，高校の出欠のお話があって，学校の先生に言わないんだなというのが私はびっくりして，それが退学等の理由になると言われたら，ああそうだなと思うけれども，そうしたら，その子を学校で支えてくれる人がいるんだろうかと気になったのと，それから教育的な措置というのを裁判所が取り組まれているのは，一つの事案について，どのぐらい期間をかけられるのだろうかというのが全く分からなかったのでお尋ねしてみたいなと思いました。

□B

高校生ですね，学校にお知らせしないということで，じゃあ一体どういうところで，そういったサポートができるのかなというお話でしたけれども，保護処分になれば，保護観察所とかそういったところがサポートするわけです。そこまでに至らず家庭裁判所の段階で終わるといような場合，これはそれこそ我々としても裁判所内でサポートしようとしてやるんですけども，あと今は警察などでもいろんなそういうサポート支援の取組みなんかもされてるようにも伺いました。中には医療的なのとか，ちょっとそういうサポートが必要な少年なんかもいるようで，そういった場合は医療現場とか，そういったところを紹介するとか，こういうところもありますよとお話しして，そういうところに行っていただくとか，親のほうにそういう助言をするようなことなんかもしております。

あと，教育的措置の期間なんですけども，これはまちまちでして，継続的に調査を繰り返すとか重ねる場合なんかは1か月，2か月というふうな期間をかけてやる場合もあるんですけど，そこまでしなくても十分かなという場合は，1回のそういった働き掛けを通じて終わりにするというのもしております。

◎委員長

期間としてはどれぐらいなんですか。

B

期間としては、審判開始で終わるような場合は、調査をそのときにすぐ設置をして、もうすぐ終わるという場合もありますし、一回、調査をした後、さっき説明しましたけど、万引き被害の会に参加してもらおうとか、暴力を考える会に参加してもらおうという場合なんかは一、二か月ぐらいの間、そういう期間があって、その間、継続的に面接をする場合もありますし、宿題を出して、その当日にそういった課題を持ってこさせたりというようなやり方をしたりすることもあります。

A (2)

今日の本題と思うんですけど、教育的措置というのは、調査だったら調査命令って出ますけど、教育的措置命令なんか出るわけじゃないんですよ。

B

はい。

A (2)

調査命令が出て、その調査の一環で調査官の裁量で教育的にすることを事実上、教育的措置と呼んでるっていうのでいいんですか。

B

教育的措置という法律用語はなくて、かつては保護的措置と言ったんですけども、それは開始、不処分で終わって、いろいろ事件について裁判所は何もやってないじゃないかっていうふうに最初のほうに言われた時期があって、いや違いますよと、ちゃんとやっていますよということで使われるようになったというところなんです。ですので、命令の中に教育的措置をなさいというふうな命令が出るわけじゃなくて、これは調査とか審判の中で必然的にやるものとして入っております。

○A (2)

じゃあ、本来やるべきだし、やってきたんだけど、その部分がすごく顕在化してきたということですね。

□B

そうですね。もう少し、いろいろバリエーションをつけて個々の少年に合わせてできるように、いろんな教育的措置もメニューを増やしていったるところです。

○A (2)

すごくいいことだと思いますし、少年友の会の人なんかと協力して勉強会なんかしておられるのも知ってるんですけど、もう一遍聞くと、集団型でそういう会とか、それから医師による指導とか、そういうのは在宅の子供さんを対象にしているんですね。それで、その子供たちは学校にどう言ってから行くんですかっていう質問なんですけど。何となく来てくれるかなって言うたら来るみたいな感じなんですか。

□B

そうですね。

○A (2)

そうですね。じゃあ、高校に行ってるはずの子に、それを言うのは難しいということでもあるんですね。

□B

そうですね。理解のある高校はちゃんと申告したら、むしろ手厚く指導してくれるような高校もあるんですけど、やっぱり中には結構厳しくて、すぐ停学にするんですね。もうこれ

で自主退学みたいになってしまう生徒さんも当然おりますので、そうなると今後の更生という
か立ち直りの上でマイナスになってしまうんで、そこはバランスを考えて裁判所としてはやっ
てるところです。

○A (2)

難しいと思うんですけど、じゃあ学校を休まずに夕方5時からとかいうことはあり得ないと。
これは私、お金がかかるかもしれないという思いもあるから、なかなかいいと言えないことな
んですけど、犯罪先進国と言ってはいけませんけど、アメリカなんかは簡易裁判所のほうで
昼に働いてる人たちが夜に開くというのもありますし、高等学校なんかは保護者会を夕方に始
めたところなんかもあるんですよ。できればいいけど、今は難しいと、そんな感じですかね。

□B

勤務形態とか柔軟になってくると、そういうことも可能であるかもしれませんが、今
の時点ではなかなか難しいと。

○A (2)

私、前職が高等学校の教員なので、しかも昭和50年代でしたから校内暴力の子供たちが上
がってきている真ん中ぐらいの学校でしたけども、やはり教員の立場では全く刑事手続も家庭
裁判所の手続も知らないんで、最近は大分違うと思うんですけども、犯罪をしたということで
非常に悪いというふうに思ってしまうので、身体拘束を受けてた子供は実際は無期停学で、自
分も今から考えたら、どうしてあんなのに賛成したかなと思うんですけど、無期停学を解くべ
きでない、今の状態で反省してるとはとても言えないって言ううちに1か月ぐらいで自
主退学していったんですね、公立高等学校、これは他県ですけど。

そこは、せっかく自分は他職になったし、裁判所とも連携できる時代が来たので、意見とし
ては、できたら裁判所とか弁護士会とかと共に、高等学校の先生方とか、あるいは教育との理

解度のアップをしたいなというのは思っています。それは学校の先生が悪いんじゃないくて、物の考え方がすごく真面目なので、やっぱり悪いことをした子がこのクラスの中に、特に粗暴犯の場合には危険であると、まさに社会防衛，集団防衛の立場から，こんな子が学校にいてはいけないというふうになりがちなので，そこをなんとかしていきたいなと、思っているいろいろ御質問しているわけです。

それと，もう一点は，そうやって長期の出席停止をかけると，まさに出席停止の日数として通知簿に書かれるので，いくら出停といっても忌引23日ないでしょうということになって，それがまた進路を妨げる，今は学校謹慎の形で，学校謹慎って分かりますか。ちょっと分からないですけど，私がいた頃は謹慎処分となると自宅謹慎で家におらせて，教員が家庭訪問をして，ちゃんとしているかってなったんですけど，保護者が両方ともいないというようなことで，家に寄ってもらっても本当にいるかどうか分からない状態になっちゃったので，恐らくかなりの学校が学校の別室で勉強しなさいと，それで出席扱いにする，だけどこれはあなたを反省させる期間だよってというふうな形にしているそうなんですよね。

だから，学校も生徒の履歴に傷はつけないし，多分戻って来られる子には戻ってほしいと，本人は思ってるけど誰も表立って，そう言えないっていうか，分からないもんだから，悪い子を，あんたはばい菌じゃないよってというのはなかなか難しいので，その辺りの理解を深めたいなとは思っています。ここの場でも，そういうのは私もできることはしたいと思っていますので。ちょっと思いを述べただけですけど。そういう機会を考える会とかに出席できるようになったら，すごくいいなとは思うんですよね。絶対いい講習会だと思うんですよね。

◎委員長

教育庁は高校とかは直接関与されるんですか。

○D（1）

県立高等学校については，我々のほうが直接所管をしています。義務教育の小・中学校については，多くは市町村立の学校ですから市町村の教育委員会が所管しています。高等学校と義

務教育では異なるところも多いと思います。

○A（2）

違うんですね。もう全然違うんですね。

○D（1）

はい。今、話が混ざっているところもあろうかと思いますがけれども、高等学校に関して言うと、これは義務教育ではないので、例えば法に基づく、いわゆる懲戒処分による退学や停学等の制度があります。しかし、それを何か問題を起こしたから、すぐに機械的に、あなたは退学ですよというような形にするのではなくて、そこに至る前段階で対応しておくべきことがあります。例えば本人自身の反省を促すために、先ほども少しありましたけれども、学校において、ある一定期間、特別指導という言い方をしておりますけれども、それを学校においてやる場合と家庭においてやる場合があります。しっかり反省し、その後の生活をとにかく頑張らせるように持っていくということを、積み重ねていくというようなことも大事な観点です。

しかし、反省がいかされず、問題行動等が繰り返されていって、大きいことに発展するというようなケースも中にはあり、結果的に自ら学校をやめていくというようなケースもありますけれども、機械的に学校側がやめさせるというわけではありません。

◎委員長

調査官が調査のために高校の生徒を呼び出しているときに高校に内緒にしているという部分については、これはそれでいいというお考えなのか、それとも。

○D（1）

結果的に学校に言わずに行っているような場合については、学校としては、分からないという場合もあるのかもしれないですけど。

◎委員長

ただ、今後の生徒の指導のために、こっそりでもいいから知らせてほしいとか、そんなような要望というのがあれば。

○D（1）

例えば、教育委員会と県警との間で相互連絡制度という協定を今年度結びました。以前は片方の連絡制度というのはあったんですけども、相互連絡の制度というものを今年度の年度の初めに結びましたので、警察が関わるような事件があった場合には、警察のほうから学校に連絡が来るということになってますので、それに基づいて学校のほうとして、その子のために指導を警察等と連携を図りながらやっていくということになってるわけですから、その延長線上で家庭裁判所のほうにというような流れがある場合には、連携を図りながらやっていくということもあろうかとは思ってます。

◎委員長

調査官が黙っていても警察から連絡が行っているということはあると。

○D（1）

いわゆる起こしたことについては、警察から連絡がありますけれども、その後の家裁への流れについては警察から必ず連絡があるわけではありません。

○A（2）

学校は警察で何かあったときだけをし、あとは実際、万引きとかは学校の先生が呼ばれることもありますよね。どこの学校やとか言われたら、私そこは自分の学区で、学区内だと。学区内の学校の近くのお店で学校が呼ばれちゃって、お店と、だからもう知らざるを得なかったことがあります。そうなっちゃったら、そこから先ですね。

□B

学校側もちろん知ってるからしますし、中退しそうなぎりぎりの場合なんかは、むしろ働き掛けをして何とか学校に踏みとどまれないかということである場合もあります。それと先ほどの補足なんですけども、少年に学校にこちらからは連絡はしてないけれども、ただ学校側から裁判所のほうに問い合わせが来たときには、そういった少年は係属してませんよっていうことは、うそはつけないから、そのときは学校のほうにそういった事件が係属したことはありますよっていうことを言うことはありますというのは伝えてるんですね。なので完全に秘密にして、秘密裏の分からないところでやるっていうわけじゃなくて、一応そういった了解を求めたりはしますし、時には学校に問い合わせというか、そういったことはさせてもらってますので、それは県の実情によっても違いますが、私はかつて別のところで勤務したときは、身柄というか観護措置をとられた少年についても、県立高校でしたけど、だからといって退学にはせずに、むしろ引き受けますので是非そういった場合も学校に知らせてくださいという、そういうところもあったので、なのでこれはいろんな学校の状況等を伺いながらやっていくというか、そういう状況でございます。

○E (2)

先ほどの非行の原因が分からないと、分からないというものの岡山は高いと、それがD委員のほうも分からないと言われたので、それがどうしてかなという。私の経験からいくと、ずばり言うと、中国山脈を挟んで山陰側と山陽側では全く違うと思います。これは、いわゆる県民性というか環境性であろうと思います。私ども、山陰に行って、いろんな事件で示談をすると非常にやりやすい。もうすぐできるんですよ、ほとんどの場合が。山陽側に来ると、岡山県に限らず大変難しいです。暴力事件、暴力団も絡んでね。

私は中学校が町中なんですけれども、そのときは、私がいるときはまだよかったですけれども、駅前に大きなスーパーマーケットができたんです。それからだんだん中学生の万引きがものすごくはやったんです。私らのときはなかったものが、一時は3分の1、中学生でやるぐらいの感じだということです。ですから、どうも都市型の環境に影響があるんじゃないかなと。

今でも、それは当然大型商業施設ができれば、また盛んになっとなじまないかと、例えばですけどね。そういうのも大きいんだろうと。

先ほど裁判官が言われたように、山陽側は間違いなく、言われるとおりの多いですよ。子供事件から少年事件。そういうのも僕は、もうはっきりしてるんだろうと、そういう環境がね。そこにてこ入れしないと非行としてはなくなならないような気がするんですけどもね。

○K（４）

先ほど高校との関係という点がありましたが、私の経験した身柄事件の高校生のケースで、私立だったか県立だったかは記憶が曖昧なんですけど、付添いの弁護士さんが就かれて、保護者と先生との面会を設定したり、審判の見込みを伝えて学校の受入れ態勢を確保してくれたりという働き掛けをととてもよくしてくださったことがありました。先ほどスライドで関係機関との一層の連携というのがありましたが、関係機関には弁護士会も入ってくると思うのですが、裁判所からは、なかなかこの生徒を学校においてくださいというような働き掛けはできないので、付添人という立場で弁護士さんが動いてくださるのも大事ななと思いました。

○E（２）

少年法の場合に、高校は県が中心にやられて、中学校になると市町村の関係ですかね。問題は私立学校はどこが監督してるんだというのをよく。各学校になるのかどうか。その連携がきちっとしてないと、こういうのはなくなならないんじゃないかと、もうちょっとしっかりやらないと。私立学校のほうについては県のほうでは何かやられることはあるんですか。

○D（１）

私立の学校は、それぞれの学校でというようなことではありますが、所管という形ではありませんが所轄ということで担当しているのは知事部局の総務学事課です。総務学事課とは、県教委も連携をしています。

○E（2）

そうすると、いじめの法律なんかができたけれども、私立学校についてはあまり及ばずに、大きい事件が起きたら報告だけというような形になるというので、何かその辺も一体的にやっ
たらいいんじゃないかなと思いますけどね。すごく感じますけどね。

○D（1）

いじめ防止対策推進法が平成25年度に施行されたときに、県教委のほうは、いわゆる地方
公共団体という立場で、岡山県としての基本方針を作っています。その基本方針においては、
我々県教委が所管する県立学校でのいじめ問題対策については直接的な責任がありますけれど
も、我々県教委は広域行政体という立場もありますから、県内の市町村立の小・中学校や私立
の学校も含めて施策を推進できるよう知事部局と一緒に岡山県としての基本方針を策定してお
ります。

ですから、私立の学校は別という考え方ではなく、県の基本方針は、私立の学校も含めて県
下の全ての学校に配布しています。

○E（2）

実際には、ほとんど理解されてないですね。県のほうとしてはしっかりやられてるんだらう
けど。

○D（1）

学校はいじめ問題対策の組織を設置することが法的に義務付けられていますので、設置の状
況を把握し、取組を推進することについても総務学事課と連携を図りながら対応しております。

◎委員長

これ、検察庁は捜査のときはどうしてるんですか。

○H（3）

要保護性の判断等で、必要な場合には学校にもやはり事情を聴かなければならないということとで事情を聴かせてもらっています。ただ、犯罪傾向とか犯罪の種類からして、そこまでの必要性がないというときには、やはり学校までは聴かずに保護者というようなところで事情聴取は終わってることが多いかと思います。

◎委員長

先ほど、いじめ防止対策推進法の話が出ましたけど、今日の家裁側のプレゼンであまりいじめの話は出てきてないですね。岡山って、いじめは少ないんですか。

□B

いじめ事件は、それほどはないですね。粗暴非行は多いんですけど、友達同士の打ち合いとかやり合いとか、そういうのはありますけど、陰湿ないじめというのは、それほどないですね。

◎委員長

教育現場でも、そんな認識ですか。

○D（1）

いじめについては、平成18年度以降、いじめというものの捉え方が大きく変わってきています。それこそいじめというのは、どこの学校でもあるのが普通なんだというような考え方で、それをいかに把握をしてきちんと対応していくかということが重要になってきていますから、全国的には非常にたくさんの数字が挙がるような状況になってきています。

岡山県においても平成24年度辺りに、ぐっと増えたりというようなことはありましたけど、そういう数字が全国より少ないからいいというふうなことは言えません。いじめをなくしていくという観点が必要ですけども、しっかり見つけて把握して対応していくということが重要ですから、ただ単に数字が多いから少ないから、いいとか悪いとかいうことは言えないという

ことはあろうかと思えます。

○E (2)

いじめについては、小学生の女性の被害というのは、性被害が多いんですよ。子供同士のがあるんですけど、それについて学校の先生方が全くといっていいほどあまり協力してくれないんですね。もう避けたいという雰囲気が強くないかなと思ってます。それで行くところがないから、私どもに來られて対応するんですけど、それが非常に問題だなと。

というのも、お忙しいんだろうと思うんですよ。もう対応できないのかなというか、あまり関わりたくないというような感じが多いですね。そこを何とかしたいと思ってますけど。

◎委員長

皆さんから一通り、いろいろ議論を頂いております。あと5分ほど残っておりますけども。この問題、かなり幅が広い問題でありますんで、ちょっとまだ皆さんの一般的な議論をやったところで終わっていて、更に地域との連携の在り方とか、その問題点の追及がどうも不足しているような感じもいたしますんで、少年の問題は次回も引き続いて議論するという形にしますかね。

それは、裁判所からというよりは、むしろ皆さんの御意見で、他に次回いいテーマがあれば、皆さんの御意見を頂きたいところでありましてけれども。A委員、いかがですか。

○A (2)

私はあまり原因は本当に分からないと思っているので、今具体的にある会とかをいかに育てていくかとか、私ども弁護士会、私は弁護士会の代表ではないんですけども、弁護士の間でも家庭裁判所に関わるということは教育的な働き掛けを受けることなんだと自分らも実感して、依頼者や、もし講演に行っても言えるようなものを持ちたいなど思ってるんですけど。でも、いずれも予算も、お金も労力も要ることなんで、そう軽々にあれしてこれしてとも言いにくいなというところです。

お医者さんによる指導とか、アンガーマネジメントと先ほど言われましたけど、この怒りのコントロールというのは本当に大切というか、具体的にやれることなんですよ。やれることなんですけど、どうやるのかなという。私、予算があったら、裁判所がもっと、一般の方にもさらたらいいと思うんですけど、予算と時間と家庭裁判所の見学も、休みの土曜日か何かにされてますよね。やっぱり平日では人がなかなか来られないし、じゃあ休みの日にもっとやれとは、すみません、何を独り言を言ってるのかという感じですけど。

○E (2)

以前は調査官の人、少年事件じゃないですけど、家裁の場合、調査官の人が裁判所の勤務時間外でもやっていただいていたというようなことがあるんですよ。それが裁判所の、最高裁の命令か知りませんが、これを絶対やりなさいというような何かあって、全くできなくなって、今は触れることすらできないような雰囲気が何となくあるんですけど、そこは家庭裁判所としても、そういうことを含めて、今後改善していくべきじゃないかなと。

勤務体制を変えるとか必要なことだと思うんですよ。週2日の休み、土日もなかったら。どう言うのかな、何かいい活用をしてされてもいいのかなと思いますけど。

○K (4)

裁判所の委員としては、やっぱり地元のいろんな方が来られてるので、アイデアとかをいただけたらなとは思ったりしてるんですけど。それは、どれだけ実際の数に結び付けられるかは分からないですが、その辺も時間が今日は足りなかったかなと。

○D (1)

今日いろいろなお話が出てきたとは思いますが、この問題についてはしっかりいろんな話が進めていけたらなということを思っていますので、今日の時間だけでは足りないと思っています。

教育的措置ということで、例えば再非行の防止のために、いろんなことをやっていくという

ことは必要な観点だとは思いますが、例えば審判に向けて、子ども自身のいろんな背景的な部分とか、これまでどうだったのかとか、学校や家庭に加え、いろんな機関の関わりであるとかも含めて多くのいろんな情報をもとに、この子の更生に向けた判断がなされていくとよいと思います。

例えば、触法なのか犯罪少年なのかという、14歳のラインに関して言うと極端な例ですけど、14歳が来てないから、何をやってもいいというような極端な考えを持っている親とか子供たちも実際にはいます。

14歳が来ていようがいまいがやってはいけないことは、やるべきではないと、しっかり意識を持ってもらうということも必要な観点なので、だから早い段階からいろいろ関わってる機関がしっかり情報も共有していきながら、いろんな対応も進めていくし、いわゆる審判に向けてという判断の部分についても、しっかり連携を図りながら進めていけるということがもっとできたらいいのかなという事は思います。

○G（1）

今日、審判廷を見させていただいたりしたんですけども、それぞれいろんな立場で、こうやって皆さんが集まっておられるので、できたら次回ももうちょっと情報を出し合って建設的な、これまでも家裁委員会であって広報の問題であるとか、それから審判廷の雰囲気の問題であるとか、別の問題であるとか、改善できていったこと、前向きにありますので、私自身、この教育的措置について、ここまで知らなかった部分もありますし、そうしたらもうちょっとできることもあるかもしれない。そのための委員会だと思うので、できたら次回も何か形に残すために、もう少しやってもいいのかなという考えがいたします。

◎委員長

皆さん、よろしいですかね。具体的な細目をどうするかというところは、またちょっとこちらでも考えて皆さんと御相談させていただきたいと思います。